





が当該個人番号カードに適用されていたと仮定した場合における当該個人番号カードの有効期間が満了する日（以下この号及び次号において「仮定有効期間満了日」という。）が、当該延長された適法に本邦に在留できる期間の満了の日より早い場合又はその者が高度専門職第二号、永住者若しくは特別永住者となつた場合には、仮定有効期間満了日）まで

二 入管法第二十条第六項（入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなつた場合、個人番号カードの作成の日から入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日（仮定有効期間満了日が、当該入管法第二十条第六項の規定により在留することができる期間の満了の日より早い場合には、仮定有効期間満了日）まで

三 外国人住民に再交付される個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カード」の有効期間は、前条の規定にかかるらず」とあるのは「再交付される個人番号カード」の有効期間は、次条第六項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかるらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「再交付される個人番号カード」とし、「個人番号カード」の再交付を受けた外国人住民について前項の規定を適用する場合には、同項中「交付を受けた」とあるのは「再交付を受けた」と、「当該個人番号カード」とあるのは「当該再交付された個人番号カード」とする。

四 第二十九条第二項の規定により外国人住民に交付される新たな個人番号カードについて第一項の規定を適用する場合には、同項中「交付される個人番号カード」の有効期間は、前条の規定にかかるらず」とあるのは「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）」の有効期間は、同条第三項の規定により読み替えて適用する前条の規定にかかるらず」と、同項の表中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とし、第二十九条第二項の規定により新たな個人番号カードの交付を受けた外国人住民について第二項の規定を適用する場合には、同項中「個人番号カード

(個人番号)  
第二十八条

者は、著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。

2 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3 第一項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合は、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事實を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

4 第一項に規定する場合に該当することとなつた個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあつたときに、その効力を失うものとする。

5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）遅滞なく返納しなければならない。

6 再交付される個人番号カードについて第二十二条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは、「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは、「再交付を受けれる者」と、「個人番号カードの作成の日」とあるのは、「再交付される個人番号カードの作成の日」と、同条第二項中「交付を受ける者」とあるのは、「再交付を受ける者」とする。

第一 (四)

第二十九条 個人番号カードの交付を受けていた者は、当該個人番号カードの有効期間が満了するまでの期間が三月未満となつた場合、国外出転出者向け個人番号カードの有効期間が満了するまでの期間が三月以上一年未満となつた場合、国合又は追記欄の余白がなくなつた場合その他住所市町村長が特に必要と認める場合には、第二十四条の規定にかかわらず、直接に又は住所市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを交付を提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。

2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。

3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第二十六条の規定を適用する場合には、同条第一項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは、「第二十九条第二項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下の条において「新たな個人番号カード」という。）」の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは、「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第一号中「個人番号カード」とあるのは、「新たな個人番号カード」と、「十回目」と、「十回目」とあるのは、「十回目（從前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となつた場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあつては、六回目）と、同条第二項中「個人番号カード」とあるのは、「新たな個人番号カード」とする。（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第二

で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 個人番号カードの交付を受けている者（国外外転出者である者に限る。）が前条に規定する届出と併せて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第三条第七項又は同法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第二十二条第七項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録する個人番号カードを、領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

二 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が第三十三条第七項の規定により、当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

令第十四条第十号ただし書の総務省令で定める期間は、九十日とする。

（個人番号カードの返納届の記載事項）

**第三十一条** 令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

（返納命令を通知する方法）

**第三十二条** 令第十六条第二項の総務省令で定める方法は、電子メール（特定電子メールの適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）の送信による方法とする。

（個人番号カードの効力の有無に関する情報の提供）

**第三十二条の二** 市町村長は、個人番号カードの効力の有無その他の運用に関する情報を、イン

白を経  
しばら

個人番号カードの失効)  
二十二条の二 令第十四条第十号本文の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。  
一 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が前条に規定する届出と併せて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第三条第七項又は同法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて準用する同法第二十二条第七項の規定により個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録する個人番号カードを、領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合  
二 個人番号カードの交付を受けている者（国外転出者である者に限る。）が第三十三条第七項の規定により、当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合  
三 令第十四条第十号ただし書の総務省令で定める期間は、九十日とする。  
個人番号カードの返納届の記載事項)  
二十二条 令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を又てしている者の氏名及び住所とする。  
返納命令を通知する方法)  
二十二条 令第十六条第二項の総務省令で定める方法は、電子メール（特定電子メールの適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいわゆる）の送信による方法とする。  
個人番号カードの効力の有無に関する情報の提供)  
二十二条の二 市町村長は、個人番号カードの効力の有無その他の運用に関する情報を、イン

二

**(二) 令第十四条第十号本文の総務省令**  
の場合は、次の各号に掲げる場合とす  
人番号カードの交付を受けている者（国  
出者である者に限る。）が前条に規定す  
出と併せて、電子署名等に係る地方公共  
情報システム機構の認証業務に関する法  
平成十四年法律第百五十三号）第三条の  
二項（同条第四項及び第六項の規定によ  
り読み替えて準用する場合を含む。）の規定  
り読み替えて準用する同法第三条第七項  
同法第二十二条の二第二項（同条第四項  
第六項の規定により読み替えて準用する  
を含む。）の規定により読み替えて準用  
同法第二十二条第七項の規定により個人  
カード用署名用電子証明書又は個人番号  
ド用利用者証明用電子証明書を記録する  
番号カードを、領事官を経由して附票管  
町村長に提出した場合  
人番号カードの交付を受けている者（国  
出者である者に限る。）が第三十三条第  
の規定により、当該個人番号カードを領  
を経由して附票管理市町村長に提出した  
番号カードを通知する方法

十四条第十号ただし書の総務省令で定め  
は、九十日とする。

**(三) 番号カードの返納届の記載事項**

**令第十五条第二項及び第三項の総務**  
**省令第十五条第二項及び第三項の総務**  
定める事項は、個人番号カードの交付を  
いる者の氏名及び住所とする。

命令を通知する方法

**令第十六条第二項の総務省令で定め**  
は、電子メール（特定電子メールの適正  
に関する法律（平成十四年法律第二十六  
二条第一号に規定する電子メールをい  
の送信による方法とする。

**条文** 市町村長は、個人番号カードの有無に關する情報の  
有無その他の運用に關する情報を、イン

とき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に（国外転出者にあっては、直接又は領事官を経由して附票管理市町村長に）届け出なければならぬ。





同法第二百八十七条の三第二項の規定により長  
年に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理  
事会。次項において同じ。) 又は被災者生活再  
建支援法(平成十年法律第六十六号)第六条第  
一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生  
活再建支援法人(次項及び次条第一項において  
「支援法人」という。)は、機構に次に掲げる  
事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子  
計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通  
信回線の一部の設置及び管理に関する事務(以  
下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電  
子計算機の設置等関連事務」という。)を行わ  
せることができる。

一 法第十九条第八号の規定による利用特定個  
人情報の提供の求め

一 法第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め  
二 法第二十二条第一項の規定による利用特定

委任都道府県知事等（前項の規定により機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等閲連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。）は、利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等閲連事務を行わないものとする。

委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等閲連事務を行わせることとされた日を公示しなければならない。

**第五十条** 委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

前項の交付金の額につゝては、幾萬バ百次々

(利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除)  
**第五十一条** 委任都道府県知事等は、機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするとき定めるところにより定める。

は、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

委任都道府県知事等は、機構に利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

(委任都道府県知事等による利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等)

**第五十二条** 委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合には、第四十九条第二項の規定にかかわらず、当該利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

委任都道府県知事等は、前項の規定により利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行ふときは、その旨を公示しなければならない。

第一項の規定により委任都道府県知事が利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行ふこととなつた場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一 引き継ぐべき利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務に関する帳簿、書類、資材及び磁気ディスクを委任都道府県知事等に引き渡すこと。

三 その他委任都道府県知事等が必要と認める事項を行うこと。

**第五章 機構処理事務管理規程等**  
(機構処理事務管理規程の記載事項)

**第五十三条** 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 機構処理事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 機構処理事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項

三 機構処理事務特定個人情報等の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項

四 機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

五 機構処理事務に関する帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項

六 機構処理事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七 機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

八 機構処理事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他の不正な操作に対する必要な措置に関する事項

九 機構処理事務の実施に係る監査に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、(機関)九里事務室

十 事項 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する

（機構処理事務特定個人情報等の内容）

三　変更の理由

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三十八条の二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。

機構は、法第三十八条の二第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 機構処理事務において取り扱う特定個人情報

二 機構処理事務において取り扱う個人情報  
(前号に規定する特定個人情報を除く。)

三 機構処理事務において機構が取り扱う電子計算機及び電気通信回線の一部に関する秘密(帳簿の記載事項)

第五十五条 法第三十八条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 固有名号に付ける番号を生成して年月日及

二 び件数  
個人番号通知書を作成した年月日及び件数  
三 個人番号通知書を発送した年月日及び件数  
四 個人番号カードの交付の申請を受けた年月  
日及び件数  
五 個人番号カードを作成した年月日及び件数

六 個人番号カードを発送した年月及び件数  
七 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行つてゐる市町村の名称及び数  
八 第四十九条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録  
九 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行つてゐる都道府県、市町村又は部事務組合若しくは広域連合の名称及び数  
（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）  
**第五十六条** 法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによつて行うものとする。  
一 個人番号とすべき番号を生成した年月及び件数  
二 個人番号通知書を作成した年月及び件数  
三 個人番号通知書を発送した年月及び件数  
四 個人番号カードの交付の申請を受けた年月及び件数  
五 個人番号カードを作成した年月及び件数  
六 個人番号カードを発送した年月及び件数  
七 個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行つてゐる市町村の名称及び数  
八 第四十九条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録の概要  
九 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行つてゐる都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数  
法第三十八条の五の規定による報告書の公表は、次に掲げる方法によるものとする。  
一 当該報告書を機構の事務所に備えて置き、五年間一般の閲覧に供する方法  
二 インターネットの利用その他の方法  
**第六章 雜則**  
**第五十七条** 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において「指定都市」という。）においては、第八条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。  
指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

八条第二項（同項の表第十八条、第二十二条の二第六号、第二十三条及び第三十三条第四項の項から第三十二条第三項の項まで及び別

記様式第二の項に係る部分に限る。)の規定  
法附則第一条第四号に掲げる規定の施行  
の日

（個人番号カードの交付申請書の提出に関する規定の施行の日）  
経過措置

は、第二十三条の例により保

存するものとする。  
（個人番号カードの暗証番号の届出に関する経過措置）

**第三条** 交付申請者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第三十三条规定の見返り料にて、旨正等の主行也

二項前段の規定の例により、暗語番号を住所地市町村長（当該交付申請者が令第十三条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合に

あつては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長(に届け出ることがで  
きる。この場合において、交付申請者が同日こ

の届出は 同日において第二十三条第二項前段の規定によりされたものとみなす。

第七八号  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二年一月一日公務省)

附 則（平成二十七年二月二日総務省  
令第一一〇号）

識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第四

十八条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から適用される。

から施行する。  
附 則（平成二八年一二月一三日総務省  
令第九六号）

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二八年二月二日総務省令第九九号）

**第二条** この省令の施行の日からストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前までの間ににおける改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第二十二条の二第四号の規定の適用については、第六条」とあるのは、「第七条」とする。

**附 則 (平成二九年五月二九日総務省令第四〇号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成三十一年三月二八日総務省令第三一号)**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則 (令和元年五月一五日総務省令第六号)**

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百五十二号)の施行の日(令和元年十一月五日)から施行する。

**附 則 (令和元年六月一九日総務省令第一五号)**

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)の施行の日(令和元年六月二十日)から施行する。

**附 則 (令和元年一〇月二三日総務省令第五四号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和二年四月三〇日総務省令第四七号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和二年五月一一日総務省令第五〇号)**

(施行期日)

次条第一項において「改正法」という。附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に規定する規定(改正法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第四項の改正規定に限る。)の施行の日(令和二年五月二十五日)から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 通知カード所持者(改正法附則第六条第一項に規定する通知カード所持者をいう。)についてのこの省令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード(以下この条において「旧省令」という。)第十一条第五項の規定による個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の返納及び旧省令第十五条の規定による通知カード(改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。)の還付については、なお従前の例による。  
2 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)から地方公共団体情報システム機構(次項において「機構」という。)への委任については、なお従前の例による。  
3 この省令の施行の日の前日において機構に旧省令第三十五条第一項の規定による同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行っていた市町村長は、この省令の施行の日に、機構にこの省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定の個人情報を提供等に関する省令(次項において「新省令」という。)第三十五条の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせるとしたものとみなす。  
4 前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示を行ったものとみなす。

した市町村長については、新省令第三十五条第三項の規定は、適用しない。

**第三条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市について、第二項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「市長（通知カード（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードをいう。）に係る事務にあつては、区長（総合区長を含む。）次項において同じ。）と、「次項に」とあるのは「同項に」と、第三項及び第四項中「市町村長」とあるのは「市長」とする。

附 則（令和二年一二月二八日総務省令第一三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二七日総務省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において地方公共団体情報システム機構に、この省令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（次項において「旧省令」という。）第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせていた市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、この省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（次項において「新省令」という。）第三十五条第一項の規定により同項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとしたものとみなす。

前項の場合において、この省令の施行の日前に旧省令第三十五条第三項の規定により公示をされた市町村長については、新省令第三十五条第三項の規定は、適用しない。

した市町村長については、新省令第三十五条第二項の規定は、適用しない。

の命令は、戸籍法の一部を改正する法律

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律  
（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に  
掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和四年二月一〇日デジタル  
総務省令第二号）

(施行期日)  
第一条 二の命令は、令和四年四月一日から施行

第一条 この命令は令和四年四月一日から施行する。  
(三十四号第一)

**第二条** この命令の施行前に、地方公共団体情報（経過措置）

**二条** この命令の施行前に、地方公共団体情報システム機構が、行政手続における特定の個人を識別するうえで、<sup>登録番号</sup>の開設する法律並

を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三  
条第一項又は第二項の規定により提出された交

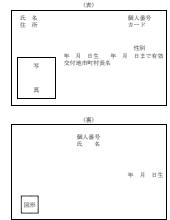
付申請書を受理した場合におけるこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 貞永五年二月二十五日示済外  
庁・総務省令第一七号)

## 附 則（令和六年五月二十四日デジタル 庁・総務省令第一〇号）

この命令は、令和六年五月一十七日から施行する。

別記様式（第25条関係）



備考1 大きさは、横3.9cm×奥行き4.4cm以下、横3.5cm以上×奥行き3.7cm以下とする。  
2 平手導線横回転を組み込む。  
3 本人による住民登録に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二に規定する氏名が記載されている場合には、氏【姓】氏【名】として、併せて記載する。  
4 本人による住民登録に住民基本台帳法施行令第三十条の十六一項に規定する通称が記載されている場合には、氏【姓】通称【名】として、併せて記載する。  
5 食前には必ず歯磨きを行る。

附 則（令和六年五月二十四日デジタル  
　　府・総務省令第一〇号）  
この命令は、令和六年五月二十七日から施行  
する。